

岩手海区漁業調整委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

岩手海区漁業調整委員会
会長 宮古漁業協同組合

岩手海区漁業調整委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、海区漁業調整委員会の権限に属する事務で知事部局の職員に補助執行させるものの範囲並びに当該補助執行に係る事務の代決及び専決に関し必要な事項を定めるものとする。

(代決)

第2条 補助執行に係る事務の代決については、岩手県事務委任及び代決専決規則(平成18年岩手県規則第64号)第8条及び第9条の規定を準用する。

(専決の制限)

第3条 補助執行に係る事務の専決の制限については、岩手県事務委任及び代決専決規則第10条の規定を準用する。

(知事部局の職員に補助執行させる事務)

第4条 知事部局の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。

- (1) 臨時的任用職員の任免に関する事。
- (2) 職員の扶養親族の認定に関する事。
- (3) 職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額決定又は改定に関する事。
- (4) 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額決定又は改定に関する事。
- (5) 職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定に関する事。
- (6) 職員の寒冷地手当の支給区分の認定及び月額決定又は改定に関する事。

2 前項に掲げる事務について、総務部総務事務センター所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 臨時的任用職員の任免に関する事。
- (2) 職員の扶養親族の認定に関する事。
- (3) 職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額決定又は改定に関する事。
- (4) 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額決定又は改定に関する事。
- (5) 職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定に関する事。
- (6) 職員の寒冷地手当の支給区分の認定及び月額決定又は改定に関する事。

附 則

この公示は、平成19年4月1日から施行する。